

児童扶養手当制度のご案内

2024. 3

児童扶養手当は、児童扶養手当法に則り、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給するものです。(児童扶養手当法第1条)

【1】受給資格者が【2】児童を【3】監護するとき、児童扶養手当認定請求書について、狭山市が受け付けた日の翌月分から受給資格が得られます。このとき、受給資格者や【4】配偶者、【5】扶養義務者の所得が【6】所得制限を超えていない場合、支給予定日に【7】支給金額を振り込みます。(通常の場合、認定請求をお受けし、認定までに約2カ月程度、期間を要します。)

以下の内容をよくお読みの上、ご理解いただいた上でお手続きいただきますよう、お願いします。

<ご注意を>

受給資格者が母または父の場合、児童扶養手当の支給から一定期間(原因発生日から5年等)が経過した月から手当が半減されます。ただし、就労等の一定要件を満たし、手続きを行った場合に限り、減額されずに支給が受けられます。このほか、児童扶養手当の支給を受ける場合(支給停止の場合を含む)、受給資格者の生活状況(主に転居。扶養義務者の同別居等)の変化に応じてその都度、手続きが必要です。

特に、年1回、8月に児童扶養手当現況届提出の機会を設け、生活状況や昨年の所得状況等についておたずねし、同年11月分以降の手当支給月額を決定しています。現況届は、支給停止の場合でも、必ず受給資格者本人が来庁の上、手続きが必要です。予めご承知おきください。

令和5年11月現在、国では、児童扶養手当制度の拡充(所得制限限度額の引き上げ等)について議論が進められており、今後、制度改正が行われる場合があります。

市では、国からの通知等に基づき、これらの事務を進めますので、予めご承知おきください。

<制度に関するお問い合わせ>

狭山市こども支援部こども支援課
電話番号：04-2941-3069

【1】受給資格者

- (1) 受給資格者が児童の母の場合は、児童と戸籍上、親子関係にある母、または養子縁組をした養母であって、下表に掲げる要件のいずれかに該当する児童を監護する方をいいます。
- (2) 受給資格者が児童の父の場合は、児童と戸籍上、親子関係にある父、または養子縁組をした養父であって、下表に掲げる要件のいずれかに該当する児童を監護し、かつ生計を同じくする方をいいます。
- (3) 受給資格者が養育者の場合は、父母を除く、児童を養育する方であって、下表に掲げる要件のいずれかに該当する児童と同居、かつ監護し、生計を同じくする方をいいます。

受給資格者が母の場合	受給資格者が父の場合	受給資格者が養育者の場合
①父母が離婚	①父母が離婚	①父母が離婚
②父が死亡	②母が死亡	②父母が死亡
③父が政令で定める障害の状態	③母が政令で定める障害の状態	③父母が政令で定める障害の状態
④父が生死不明	④母が生死不明	④父母が生死不明
⑤父から引き続き1年以上遺棄	⑤母から引き続き1年以上遺棄	⑤父母から引き続き1年以上遺棄
⑥父がDV防止法に規定する命令を受けた	⑥母がDV防止法に規定する命令を受けた	⑥父母がDV防止法に規定する命令を受けた
⑦父が法令により引き続き1年以上拘禁	⑦母が法令により引き続き1年以上拘禁	⑦父母が法令により引き続き1年以上拘禁
⑧母が未婚で出産		

ただし、児童が下表に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

①国内に住所がない、②里親に委託されている、③児童福祉施設に入所または少年院等に収容されている、④父と生計を同じくしている（父が政令に定める障害の状態にある場合を除く。）、⑤母（受給資格者が父の場合は「父」と読み替える。）の配偶者（父が政令に定める障害の状態にある方を除く。事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）に養育されている

- * 原則として、受給資格者と同一住所に、親族以外の異性の住民登録がある場合は、対象となりません。また、生活実態上、親族以外の異性と生活を共にしている場合も同様です。
- * 受給資格者で、障害年金や遺族年金、老齢年金等、公的年金の支給を受けている方は、児童扶養手当の支給が受けられない場合があります。

【2】児童

国内に住所を有し、高校3年生相当年齢（18歳）の年度末までの間にある方をいいます。このほか、政令に定める障害の状態にある児童は、20歳の誕生日まで対象です。

【3】監護

監督し、保護すること、すなわち、主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

* 児童が児童福祉施設に入所、または少年院等に収容されている場合は、支給できません。

【4】配偶者

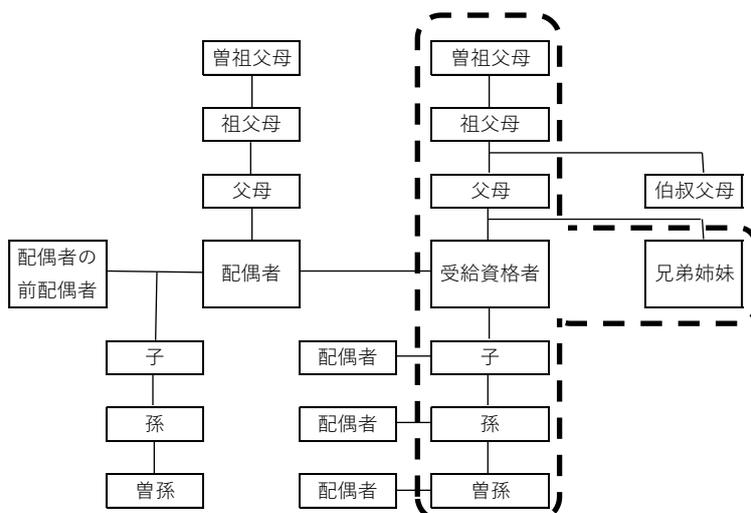
【1】受給資格者において、③配偶者が政令で定める障害の状態にある方をいいます。

【5】扶養義務者

受給資格者と同一住所に住民登録がある、受給資格者の曾祖父母、祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫、曾孫をいいます。住民登録上、世帯分離の有無は問いません。

ただし、二世帯住宅や母屋と離れ等、住居構造が明らかに別々であることを証明できる場合、別棟に居住される扶養義務者を除くものとします。

児童扶養手当は、扶養義務者のうち最多所得者の所得額により、支給の可否を決定します。



点線で囲まれた範囲（受給資格者を除く。）が扶養義務者です。

【6】所得制限と支給予定日

(1) 対象月と所得対象年、支給予定日の関係

児童扶養手当は、所得対象年の所得を参照し、支給金額（月額）を予め決定するとともに、支給予定日（2カ月ごと）に振り込みます。

対象月	所得対象年	支給予定日
R5. 11	令和4年中の所得額	R6. 1. 10(水)
R5. 12		
R6. 1		R6. 3. 8(金)
R6. 2		
R6. 3		R6. 5. 10(金)
R6. 4		
R6. 5		R6. 7. 10(水)
R6. 6		
R6. 7		R6. 9. 10(火)
R6. 8		
R6. 9	R6. 11. 8(金)	
R6. 10		
R6. 11	令和5年中の所得額	R7. 1. 10(金)
R6. 12		
R7. 1		R7. 3. 10(月)
R7. 2		

* 支給日(10日)が休日の場合は、直前の平日に振り込みます。

(2) 所得制限

児童扶養手当は、所得制限があります。受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得額が下表に掲げる児童扶養手当所得制限限度額を超える場合、児童扶養手当は支給停止となります。

税法上の扶養人数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	2,000,000円	2,440,000円
1人	2,380,000円	2,820,000円
2人	2,760,000円	3,200,000円
3人	3,140,000円	3,580,000円

* 税法上の扶養人数を示します。養育費は8割相当額を受給資格者の所得に合算します。

* 障害基礎年金受給者は、受給額を所得に合算します。

【7】支給金額

支給金額は、受給資格者の所得額に応じて決定します。物価スライド制が導入されており、政令で額が改定されます。

児童数	支給金額（月額）
1人目	45,500～10,740円（10円刻み）
2人目	10,750～5,380円（10円刻み）
3人目以降、1人につき	6,450～3,230円（10円刻み）

<参考>所得額と支給金額（月額）との関係について

所得額	税法上の扶養人数			
	0人	1人	2人	3人
0円	45,500円	45,500円	45,500円	45,500円
480,000円	45,500円	45,500円	45,500円	45,500円
670,000円	41,770円	45,500円	45,500円	45,500円
860,000円	37,290円	45,500円	45,500円	45,500円
1,050,000円	32,810円	41,770円	45,500円	45,500円
1,240,000円	28,330円	37,290円	45,500円	45,500円
1,430,000円	23,850円	32,810円	41,770円	45,500円
1,620,000円	19,370円	28,330円	37,290円	45,500円
1,810,000円	14,890円	23,850円	32,810円	41,770円
2,000,000円	0円	19,370円	28,330円	37,290円
2,190,000円	0円	14,890円	23,850円	32,810円
2,380,000円	0円	0円	19,370円	28,330円
2,570,000円	0円	0円	14,890円	23,850円
2,760,000円	0円	0円	0円	19,370円
2,950,000円	0円	0円	0円	14,890円
3,140,000円	0円	0円	0円	0円

【8】留意事項

児童扶養手当受給資格の有無や生計維持方法等について、児童扶養手当法第29条第1項に則り、家庭訪問等の調査を行う場合があります。その際、虚偽の申告等、不正な手段で手当を受給していたことが発覚した場合は、同法第23条に則り、支払った手当を返還していただきます。また、同法第35条に則り、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

以下に掲げる事項は、いずれの場合も、支給金額（月額）に関係なく、支給停止の場合でも、受給資格者本人が来庁され、対面による手続きが必要ですので、予めご承知おきください。

(1) 各種手続きの必要性

受給資格者が転居、姓の変更、口座名義の変更、所得の申告・修正、婚姻等による受給資格の喪失、扶養義務者が受給資格者と同居・別居等が生じた場合、手続きが必要です。

(2) 現況届

年1回（8月）、最近の生活状況や昨年の所得状況等について、おたずねしています。

(3) 一部支給停止適用除外事由届

受給資格者が母または父の場合、手当の支給から一定期間（離婚届出日から原則5年）が経過した月から手当が半減されます。ただし、就労等の一定要件を満たし、手続きを行った場合に限り、減額されずに支給が受けられます。

(4) 公的年金の受給

受給資格者や配偶者が遺族年金や障害年金等の公的年金を受ける場合、児童扶養手当は原則、年金支給月額相当額と児童扶養手当支給金額（月額）との「差額」を支給します。公的年金の支給申請をされる場合は、前もって、こども支援課にご相談ください。公的年金の支給について市にご相談されず、後にその支給が判明した場合、既に受け取った児童扶養手当を返還いただきますので、十分ご注意ください。

(5) パートナーと同居・再婚予定がある方

児童扶養手当受給資格の可否について、事前のご相談をお受けしています。なお、パートナーと同居・再婚に伴い、児童扶養手当の過払が判明した場合は、既に受け取った児童扶養手当を返還いただきますので、十分ご注意ください。

【9】児童扶養手当認定請求等に必要な書類

手続きは受給資格者本人が行わなければなりません。

手続きは、少なくとも1時間程度、要します。時間に十分余裕を持って、ご来庁ください。

手続きにあたり、支給事由に該当するに至った理由（例：離婚の経緯）や現在の生活状況、お子さんの養育状況等についておたずねしますので、予めご承知おきください。

手続きにあたり、書類不備があった場合は、手続きをした日の翌々月15日を提出期限として、認定請求をお受けしています。なお、提出期限を超えた認定請求書は却下となりますので、十分ご注意ください。

□ 戸籍全部事項証明書（謄本）

戸籍全部事項証明書（謄本）は、申請理由に関する事実（離婚日、出生日、父または母の死亡日等）の記載があるものに限り、また、交付日から1カ月以内のものが有効です。

本籍地が狭山市にある方は、窓口にて「児童扶養手当の認定請求を行うため」と申し出ていただきますと、手数料が免除（無料交付）されます。なお、本籍地が狭山市以外の場合の手数料の取扱いについては、本籍地の市町村にお問い合わせください。

① 児童が受給資格者の戸籍にある方

受給資格者の戸籍全部事項証明書（謄本） 原本1通

② 児童が受給資格者の戸籍にない方

受給資格者と児童の戸籍全部事項証明書（謄本） 原本各1通

* 離婚により、児童の姓が変更となる場合、②の書類の追加提出が必要です。

③ ①や②の書類が直ちにご用意いただけない方

（離婚の場合）離婚届受理証明書

（未婚で出生の場合）出生届受理証明書 原本1通

* ③の場合は、①または②の書類の追加提出が必要です。

□ 預金通帳またはキャッシュカードに記載する「支店名及び口座番号」をコピーしたもの

* マイナンバーカードをお持ちの方で、マイナポータルから公金受取口座の登録をされた方は、当該公金受取口座を指定することができます。この場合、預金通帳またはキャッシュカードに記載する「支店名及び口座番号」をコピーしたものは提出不要です。

* 当該公金受取口座を指定されない場合は、受給者名義の任意の口座を登録いただきますので、預金通帳またはキャッシュカードに記載する「支店名及び口座番号」をコピーしたものをご用意ください。

* 手当の口座名義は、旧姓でも手続可能です。ただし、その後、口座名義を新姓にする等、名義変更をした場合は、必ず手続きが必要です。(変更後のキャッシュカードをご持参ください。)

□ 養育費の取り決めに関する文書に記載された「養育費の取り決め事項」「養育費を支払う人及び受け取る人の氏名等」に関する箇所をコピーしたもの

□ その他

ひとり親家庭医療費受給者証交付申請書に添付すべき、健康保険証(受給資格者及び児童全員分)をコピーしたもの

* 児童の保険証の被保険者が元配偶者の場合でも、お受けします。ただし、その後、被保険者を申請者本人に変更した場合は、必ず手続きが必要です。(この場合、児童の保険証をご持参ください。)

メモ